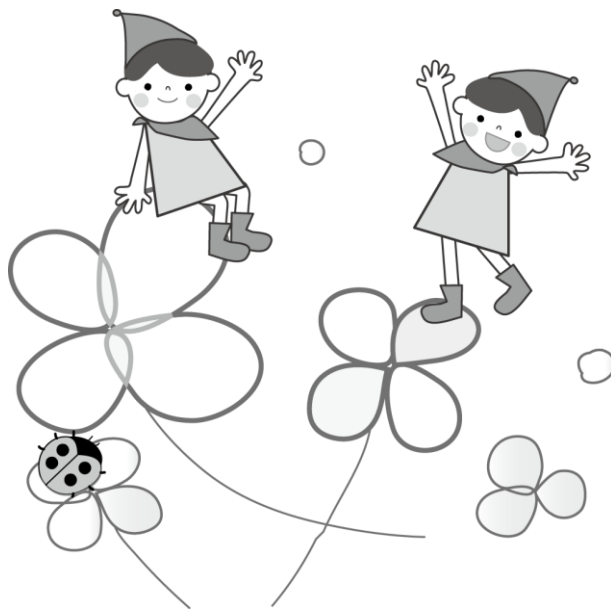


令和6年度

認定こども園入園案内



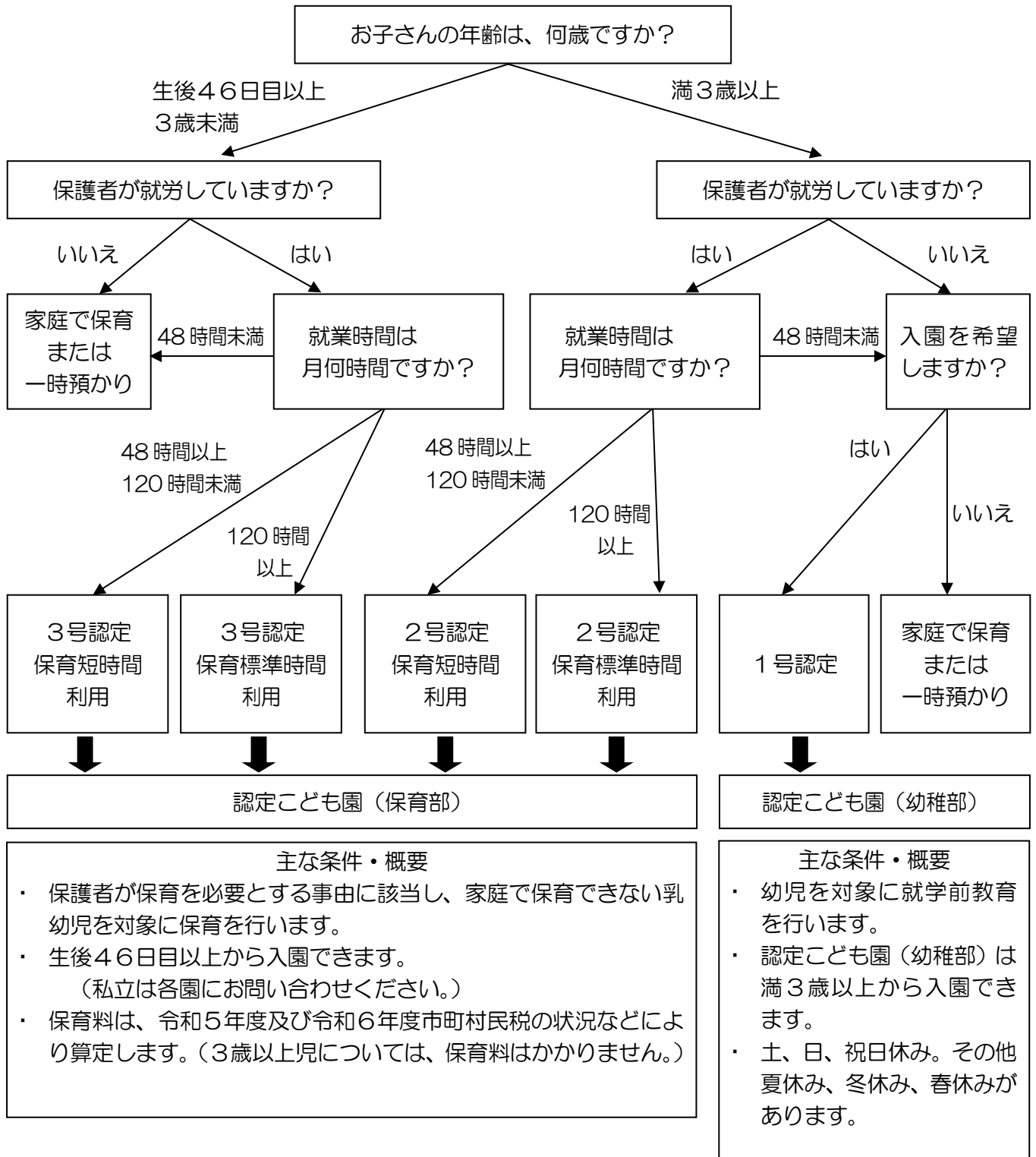
海津市健康福祉部 ことも未来課

〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地

TEL 0584-53-1526 FAX 0584-53-1608

E-mail kodomomirai@city.kaizu.lg.jp

認定こども園（保育部）と認定こども園（幼稚部）の 選択フローチャート



子ども・子育て支援新制度では

子どものための教育・保育給付認定を受けます《認定証の交付》

認定こども園等の利用を希望する保護者の方に、認定申請書を提出していただき、利用のための保育の必要性に応じた認定を受けることが必要になります。

認定こども園（幼稚部）を希望される方は「1号認定」となります。

認定こども園（保育部）を希望される方は「2号認定」または「3号認定」となります。

認定の3つの区分

認定区分	対象者	利用施設	
1号認定	満3歳以上のお子さんで教育を希望する場合	認定こども園（幼稚部）	P.3～
2号認定	3歳以上のお子さんで、「保育を必要とする事由」（P.11 参照）に該当し、家庭において必要な保育を受けることが難しく施設で保育を希望する場合	認定こども園（保育部）	P.11～
3号認定	3歳未満のお子さんで、「保育を必要とする事由」（P.11 参照）に該当し、家庭において必要な保育を受けることが難しく施設で保育を希望する場合	認定こども園（保育部）	P.11～

○認定期間

教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間についても3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までになるまで）が基本ですが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。また、満3歳を迎えた時には職権により新たな認定証（2号認定）を交付します。

○2号、3号認定を受ける方

保護者の就労等保育が必要な時間によってさらに保育の利用区分が決まります。

- ・保育標準時間・・・1か月あたり120時間以上の就業等
- ・保育短時間・・・1か月あたり48時間以上120時間未満の就業等

※1か月の就業時間は、父母等のうち、短い方の就業時間を適用します。

※120時間未満の就業であっても、働き方によっては保育標準時間認定でなければ、不都合が生じる場合には保育標準時間認定を受けることができます。ただし、常態として標準時間認定が必要であるという理由を証明する書類が必要です。

幼稚部とは

幼稚部は幼稚園と同じように、満3歳以上の幼児に対して小学校に入学するまでの就学前教育を行うことを目的とする教育的施設です。そのため、学校のように年間を通じて通うことが基本です。

保護者の就労などの理由により入園申込を受ける保育部とは異なり、幼稚部は保護者の就労状況に関係なく入園できます。

遊びを大切にしたさまざまな体験を通して創造性を豊かにしたり、一人ひとりの良さや可能性を伸ばしたりします。

◎公立の内容になります。私立については、各園にお問い合わせください。

○ 教育時間

・平日（月～金）のみ 午前9時～午後2時まで（5時間）

（保護者送迎時間 送り：午前8時30分～午前9時、迎え：午後2時～午後3時まで）

○ 休業日

土曜日、日曜日、祝日

学年始め休業 4月 1日 ～ 4月 6日

夏季休業 7月21日 ～ 8月31日

冬季休業 12月27日 ～ 1月 7日

学年末休業 3月27日 ～ 3月31日

○ 一時預かり（教育時間終了後、長期休業日）

【利用対象者】 一時的な家庭の事情で保育が困難な園児
その他市長が必要と認めた園児

【利用料金等】

●平日（登園日）

午前7時30分 ～ 午前8時30分 100円

午後3時 ～ 午後7時 100円/時間

●土曜・長期休業

午前7時30分 ～ 午後7時

4時間以内 1,000円

4時間超8時間以内 2,200円

8時間超 2,800円

（給食は用意できませんので、お弁当を持参してください。）

※日曜・祝日、希望保育期間は休業となります。

希望保育期間は年度初めの4月1日～6日、お盆、年末年始の

12月27日～1月7日、年度末の3月27日～31日です。

※希望保育期間でも、園の受け入れ体制が整っている場合は、実施します。

入園できるお子さん

海津市に保護者・児童ともに住民登録があり、令和6年4月1日現在で満3歳～満5歳までのお子さん

○ 令和6年度クラス表

クラス	生 年 月 日
満3歳児（2歳児クラス）	令和3年4月2日～令和4年4月1日 ※満3歳を迎えた翌月から入園できます
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

入園の申し込み

○ 入園申込期間

令和5年10月10日（火）から令和5年10月23日（月）まで

（土・日曜日・祝日を除く）

○ 申込書類の提出先

【新規児童】

公立・・・第1希望の園またはこども未来課

私立・・・第1希望の園のみ

【継続児童】

現在通っている園

○ 申込者が定員を超えた場合

【公立】

入園申込者が定員を超えた場合は、抽選により入園者を決定することがあります。

※海津市に合併後、定員を超えた申込み（抽選）の事例はありません。

【私立】

入園申込者が定員を超えた場合は、各園で定めた選考方法、抽選等により入園者を決定いたします。

認定申請・入園申込に必要な提出書類

- ※ 提出書類は、教育・保育給付認定のほか給食費の副食費免除の判定等に利用させていただきます。
- ※ 必要な書類等が不足、または不備がある場合は受理できません。

	提出書類名
全 員	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書（白色） P.9,10の記載例を参照
	<input type="checkbox"/> 児童台帳（いろ紙）
	<input type="checkbox"/> 個人情報の取り扱いに関する同意書
公立のみ	<input type="checkbox"/> □座振替依頼書 【給食費用】になります。 ※□座振替依頼書は、各園の入園説明会（2月下旬～3月上旬）後に指定金融機関へ提出となります。 （令和5年度に市内公立認定こども園（幼稚部）に通園されている方は必要ありません）
副食費免除の判定にかかる書類	※きょうだいによる副食費免除については、市で把握できるため書類の提出は不要です。
在宅障害児（者）のいる家庭	<input type="checkbox"/> 保育料軽減および副食費免除に関する申出書 ※該当がある場合、提出してください。
ひとり親家庭の方 （母子・父子家庭）	<input type="checkbox"/> 保育料軽減および副食費免除に関する申出書 ※該当がある場合、提出してください。 <input type="checkbox"/> 遺族年金証書の写し（受給のある方のみ） ※提出のない方は保育料の軽減ができません。
同じ住所に住んでいて別世帯にしている場合	<input type="checkbox"/> 生計が別であることが確認できる書類 電気料金または水道料金の名義の違う各々の同月領収書
その他の書類	
入園児童の下に未入園のきょうだいがいる場合	<input type="checkbox"/> きょうだい入園意向調査票 ※該当がある場合、提出してください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、ぴったりサービスによるパソコンなどでオンライン申請も可能です。

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

保育料について

認定こども園を利用される3歳以上のお子さんの保育料は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により無償となりました。

ただし、保育料以外の費用は、保護者の負担になります。

※保育料以外の費用とは、給食費、通園送迎費、教育材料費、延長保育料、一時預かり利用料、保護者会費などです。

給食費（主食代・副食費）の負担について

幼稚部の給食費の負担の判定表

階 層		第1子	第2子	第3子以降	
第1階層	生活保護世帯	主食代のみ (副食費免除)			※1
第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税含む)				
第3階層	所得割額 77,100円以下				
第4階層	所得割額 97,000円未満	給食費全額		主食代のみ (副食費免除)	※2
	所得割額 211,200円以下				※3
第5階層	所得割額 211,201円以上				

※1 年収360万円未満相当等の世帯

※2 多子のカウント方法は、18歳以下の子で数える

※3 多子のカウント方法は、小学校3年生までの子で数える

◎公立の内容になります。私立については、各園にお問い合わせください。

【給食費の負担金額】

給食費（主食代+副食費） 4,180円/月 （220円/日×19日）

<内訳>

主食代 760円/月 （40円/日×19日）

副食費（おやつ提供なし） 3,420円/月 （180円/日×19日）

○支払い方法

座振替（毎月15日）（8月分の振替はありません。）

※15日が土日祝日等の場合、金融機関の翌営業日に振り替えします。

※4月は振替しません。5月に、4月分と5月分をまとめて振替します。

給食費の副食費免除の判定について

給食費の副食費免除対象世帯かどうかは、入園児童の保護者等の市町村民税所得割額合計額（税額控除前（調整控除を除く））等にて判定します。

●判定について

- (1) 4月分～8月分は令和5年度課税（令和4年分）の市町村民税に基づいて判定します。
（副食費免除の通知書は4月上旬頃発送予定）
9月分～3月分は令和6年度課税（令和5年分）の市町村民税に基づいて判定します。
（副食費免除の通知書は8月下旬頃発送予定）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	令和5年度課税（令和4年分）					令和6年度課税（令和5年分）						

(2) 副食費免除の判定基準（祖父母等合算関係）

●副食費免除の判定は、入園児童と世帯・生計を同じくしている父母およびそれ以外の家計の**主宰者**^{※1}の市町村民税所得割額等の合計により決定されます。

（副食費免除の判定の市町村民税所得割額には、税額控除（調整控除を除く）は適用しません。）

- ・父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者（祖父母等）との合算となります。

※1 家計の主宰者とは

- ①入園児童を含む児童のいずれかを住民税の算定上、扶養控除の対象としている。
- ②父母の収入が一定基準^{※2}に満たない場合は、その世帯において、最多所得者、最多納税者である。

※2 一定基準

- ・父母の合計所得金額の合計が、244万円未満、営業等の場合は所得額152万円未満の場合
- ・ひとり親世帯の合計所得金額が、141万円未満、営業等の場合は所得額76万円未満の場合

◎同じ住所に住んでいて生計を同じくしていない場合は、それを証明する書類（電気料金または水道料金の名義の違う各々の同月領収書）を提出願います。生計が別と判断できた場合は、合算対象とはなりません。※電話料金やガス料金の領収書は証明にはなりません。

認定こども園（幼稚部）一覧

園名	住所・電話番号	定員※	対象（受入）	教育時間	通園方法
			年齢	平日	
海津市立 たかす 高須認定こども園	海津市海津町高須町 374 - 1 TEL53-2169 FAX 53-2405	15人	満3歳児～ 就学前まで	9:00 ） 14:00	保護者の送迎 又は 通園バス(※1)
海津市立 いしづ 石津認定こども園	海津市南濃町太田 854-1 TEL 56-1547 FAX 56-1547	15人	満3歳児～ 就学前まで	9:00 ） 14:00	保護者の送迎 又は 通園バス
公私連携保育法人 いまお 今尾コスモスこども園	海津市平田町仏師川 483 TEL 66-3775 FAX 66-3776	15人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス
公私連携保育法人 かいさい わかば海西こども園	海津市平田町野寺 1342-1 TEL 67-3292 FAX 67-3334	15人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス
社会福祉法人 ひがしえ 東江こども園	海津市海津町駒ヶ江 437-2 TEL 53-3846 FAX 53-3847	25人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス
社会福祉法人 かいづきた わかば海津北こども園	海津市海津町鹿野 21-1 TEL 53-1611 FAX 53-1917	35人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス
社会福祉法人 認定こども園 にわだ 庭田保育園	海津市南濃町庭田 184-1 TEL 55-0149 FAX 55-1798	15人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス
社会福祉法人 こまの認定こども園	海津市南濃町駒野 467 TEL 55-0416 FAX 55-2424	25人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス
社会福祉法人 認定こども園 いしやま 石山保育園	海津市南濃町田鶴 416-1 TEL 56-1960 FAX 56-2869	35人	満3歳児～ 就学前まで	(※2)	保護者の送迎 又は 通園バス

※定員は令和5年度の内容です。入園希望数により変わることがあります。

※1 私立の教育時間、通園バスの利用や長期休業日（夏休み等）の期間については、各園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。

【令和6年度】

子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書
兼 認定こども園等入園申込書

R5年 10月00日 ←

書類提出日を記入

保護者氏名 **海津 太郎**
(個人番号 **123456789XXX**)

海津市長 あて

次のとおり、認定こども園等の利用に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	フリガナ	カイツ ノゾミ	生年月日・令和5年4月1日現在の年齢	性別	
	氏名	海津 望	H30年 5月 9日 生・ 5才	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	
	個人番号	112233445XXXX	障害者手帳、療育手帳の有無	<input checked="" type="radio"/> 有(等級:)	
保護者 住所・連絡先	【現住所】 海津市	海津町高須 515	電話番号	自宅	0584-53-1111
	令和5年1月1日現在の住所が海津市外の場合はその住所を記載してください。			父携帯	090-XXXX-XXXX
				母携帯	080-XXXX-XXXX
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無	有	保護者の就労等の理由により保育園・認定こども園(保育部)において保育の利用を希望する場合			
	<input checked="" type="radio"/> 無	← 幼稚園・認定こども園(幼稚部)の利用を希望する場合			

幼稚園への入園希望の方はです。

① 利用を希望する期間、希望する園名

利用を希望する期間	R6年 4月 1日 から R7年 3月 31日 まで	
希望する利用曜日	<input checked="" type="radio"/> 月 <input checked="" type="radio"/> 火 <input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 木 <input checked="" type="radio"/> 金 <input type="radio"/> 土	
希望する利用時間 (保育希望のみ) ※レ点を記入	<input type="checkbox"/> 保育短時間[保育時間 8時間] <input type="checkbox"/> 保育標準時間[保育時間最長 11時間] ※標準時間を選ぶ場合は、就労証明書等との就業時間等のつじつまが合うこと。	
利用を希望する園名	第1希望	〇〇認定こども園 (希望理由) 自宅から近い
	第2希望	(希望理由)
	第3希望	

第1希望の園のみ書いてください。

② 世帯の状況(同居の世帯員)

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業、園名 学校名・学年等	個人番号	備考
児童の世帯員	海津 太郎	父	S57年 12月 1日 生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	123456789XXXX	
	海津 花子	母	S61年 9月 1日 生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	主婦	234567891XXXX	
	海津 武史	祖父	S25年 6月 30日 生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	無職	345678912XXXX	

同じ住所地に住民票がある方全員を記入してください。(世帯分離の方も含む)
別生計の方は、別生計の証明書を提出し、備考に別生計と記載してください。

在宅障害児(者)の有無	<input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (手帳受給者氏名: 海津 武史 ・等級: 2級)
ひとり親世帯の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 ()
生活保護法適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 ()

有にチェックをされた方は、保育料軽減及び副食費免除に関する申出書の提出もお願いします。

裏面に続きあり

③ 保育の利用を必要とする理由等

続柄	必要とする理由	備考
<div data-bbox="526 347 1061 474" data-label="Text"> <h1>記入不要</h1> </div>		

※必要とする理由には必ず確認資料が必要です。忘れずに申請書と一緒に提出してください。

④ 個人情報等の提供に当たっての署名欄

市が教育・保育給付認定に必要な個人情報(同一世帯者を含む)を収集すること、その収集した個人情報及び市が決定した教育・保育給付認定の内容若しくは利用者負担額等を、利用する(予定を含む)特定教育・保育施設及び独立行政法人日本スポーツ振興センター又は、小学校、子ども相談センター等の公的機関に対して提供することに同意します。

保護者氏名 **海津 太郎**

..... 【 記入はここまでです 】

*市記載欄

<div data-bbox="526 1431 1061 1559" data-label="Text"> <h1>記入不要</h1> </div>		
---	--	--

保育部とは

保育部は保育園と同じように、保護者が共働きや病気などのために、家庭で保育することができないお子さんを、保護者に代わり、児童福祉施設で保育することを目的とします。

そのため、保護者に代わって保育する必要がある場合にのみ入園できるものであり、「幼児教育を受けたい」「お友達と遊ばせてあげたい」「発達に不安があるので集団生活に慣れさせたい」等の理由では入園することはできません。

・保育部に入園するには以下の「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由	認定基準
① 就労	フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む 就業時間：1か月48時間以上
② 妊娠、出産	母親が出産前後のため（ただし、入園期間は、出産予定日6週間前の月の初日から出産日から8週間後の月の末日まで）
③ 保護者の疾病、障害	児童の保護者が病気やケガ、あるいは精神または身体に障がいがある。
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している。
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災等で家を失ったり、破損したため、その復旧にあたっている。
⑥ 求職活動（起業準備を含む）	就労の意志があり、家庭外労働と同等時間の求職活動をしている。入園期間は、90日間（3か月間）。 活動時間：1か月48時間以上 ※活動状況を把握するため、後日、報告書の提出が必要です。
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保護者が将来就労につながる就学をしている場合
⑧ 虐待やDVのおそれがある	
⑨ 育児休業取得時等に、既に保育部を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	P.22 育児休業中の取り扱いについて参照
⑩ 入所児童以外に1歳未満の児童を養育している	
⑪ その他、上記に類する状態として市が認める場合。	

◎公立の内容になります。私立については、各園にお問い合わせください。

●教育・保育時間について

(1) 公立認定こども園（保育部）の通常保育時間は、午前8時～午後4時まで。

(2) 公立認定こども園（保育部）の延長保育時間は、開園時間のうち、

※保育短時間認定子どもは、午前8時～午後4時

※保育標準時間認定子どもは、午前7時30分～午後6時30分
の時間を超えた保育を利用する場合となります。

開園時間 午前7時30分～午後7時00分

※延長保育や希望保育等については、別途申し込みが必要となりますので、
直接、園にご相談ください。

●休園日について

日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※春休み・お盆・冬休みは希望保育。

入園できるお子さん

海津市に保護者・児童ともに住民登録があり、令和6年4月1日現在で満5歳までのお子さん

○令和6年度クラス表

ク ラ ス	生 年 月 日
0歳児クラス	令和5年4月2日～
1歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日

入園の申し込み

(1) 年度当初（4月1日）から入園する場合

令和5年10月10日（火）から令和5年10月23日（月）まで

（土・日曜日・祝日を除く）

申込書類の提出先

継続入園の方	現在通っている園
新規入園の方 （転園希望の方）	第1希望の園 または こども未来課
市外の保育所等 を利用したい方	こども未来課

書類の受付日は、施設からこども未来課に届いた日となります。

添付書類がすべてきちんと整っての受付となります。

書類の不備等がある場合は、受付できません。

※この期間以降でも教育・保育給付認定申請書兼入園申込書を受け付けますが、期間内に提出いただいた方の入園調整後になります。

※申込書類を提出しても、園の定員に余裕がないときなどは、希望する認定こども園（保育部）等に入園できない場合があります。（P.14 入園選考について参照）

(2) 年度途中から入園する場合

●年度途中の入園は、定員に余裕のある園のみ可能です。

毎月15日が翌月入園希望者の申込み締め切り日です。（こども未来課着）

（土・日曜日・祝日の場合は、その前日）

●教育・保育給付認定申請書兼入園申込書に添付書類を添えて **こども未来課** に提出してください。

原則として認定こども園（保育部）の入園は、月の1日からとなります。

※保護者の突然の入院など、緊急の場合には **こども未来課** にご相談ください。

入園選考について

入園希望者が認定こども園の定員を超えた場合は、次の基準に基づき優先度を判定し、優先度の高い児童から順に入園となります。

第1希望に入園できない場合は、第2・第3希望の園、もしくは他園への入園となる場合があります。

判定基準

保育を必要とする児童に該当し、入園について調整を行うときは以下のとおり利用調整を行います。

- 1 次の事由に該当する場合には優先利用を可能とする。
 - (1) ひとり親家庭
 - (2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
 - (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
 - (4) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
 - (5) 子どもが障がいをもつ場合
 - (6) 育児休業明け
 - (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
 - (8) 小規模保育児童など地域型保育事業の卒園児童

- 2 次の事由に該当する場合には他者の優先利用を可能とする。
 - (1) 同居の親族（祖父母等）が児童を保育できる場合
 - (2) 同居以外の親族を介護している場合
 - (3) その他状況により他者を優先することが必要と認められる場合

認定申請・入園申込に必要な提出書類

※提出書類は、保育の必要性（状況）確認のほか、保育料等の算定・軽減等に利用させていただきます。

※添付書類を確認した結果、「保育を必要とする事由」に該当しない場合は、入所承諾できません。

※必要な書類等が不足、または不備がある場合は受理できません。

	提出書類名
全 員	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書（白色） P.25,26 の記載例を参照 <input type="checkbox"/> 児童台帳（いろ色） <input type="checkbox"/> 個人情報の取り扱いに関する同意書
公立のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 座振替依頼書 → 希望金融機関へ提出 （令和5年度から通園されている方は必要ありません） ※私立の認定こども園へ入園される方につきましては、保育料の納付方法が異なりますので園へおたずねください。 ※新しく3歳以上児のクラスに入る保護者の方は保育料の納付はありませんが、給食費の納付がありますので、別途 <input type="checkbox"/> 座振替依頼書の提出が必要です。
保育を必要とする事由を確認する書類	
就労している方 （会社員・常勤・パート・会社役員）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※雇用終了時期が令和6年3月31日以前の場合、更新・再就職が決定次第、速やかに再度提出をお願いします。
自営業（個人事業主）の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 令和4年分確定申告書（第一表・第二表）の写し （事業主の方のもの）
農業の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 令和4年分確定申告書（第一表・第二表）の写し （農業申告をしている事業主の方のもの）
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（出産予定日のわかるところ）または妊娠証明書の写し
保護者の疾病・障害	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 介護保険証、療育手帳等の写し または 医師の診断書（保育ができない旨を記載しているもの）

	提出書類名
同居または長期入院等している親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 介護・看護を要する証明書（医師の意見書・診断書等） <input type="checkbox"/> 介護保険証等の写し
災害復旧	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し ※活動状況を把握するため、後日、報告書の提出を求めます。
就学中の方	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 学生証の写し、または在学証明書
虐待・DVのおそれがある	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 保護命令等
育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 就労証明書（育児休業期間欄の記入があるもの）
1歳未満の児童を養育	<input type="checkbox"/> 就労以外で保育を必要とする状況申出書 <input type="checkbox"/> 申立書（1歳未満養育用） ※下の子が満1歳、または上の子が満3歳になるまでのどちらか早い方の月末まで
在宅障害児（者）のいる家庭	<input type="checkbox"/> 保育料軽減および副食費免除に関する申出書 ※該当がある場合、提出してください。
ひとり親家庭の方 （母子・父子家庭）	<input type="checkbox"/> 保育料軽減および副食費免除に関する申出書 ※該当がある場合、提出してください。 <input type="checkbox"/> 遺族年金証書（受給のある方のみ）の写し ※提出のない方は保育料の軽減ができません。
同じ住所に住んでいて別世帯にしている場合	<input type="checkbox"/> 生計が別であることが確認できる書類 電気料金または水道料金の名義の違う各々の同月領収書
その他の書類	
公立の園を希望する場合	<input type="checkbox"/> 誓約および同意（3歳未満児のみ）
入園児童のほかに未入園のきょうだいがいる場合	<input type="checkbox"/> きょうだい同一処遇でない方への調査票

※マイナンバーカードをお持ちの方は、ぴったりサービスによるパソコンなどでオンライン申請も可能です。

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

給食費の副食費免除（3歳以上児）および 保育料（3歳未満児）について

認定こども園を利用される3歳以上のお子さんの保育料は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により無償となりました。（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している児童が対象です。）

ただし、保育料以外の費用は、保護者の負担になります。

※保育料以外の費用とは、給食費、通園送迎費、教育材料費、延長保育料、一時預かり利用料、保護者会費などです。

給食費の副食費免除対象世帯および保育料は、入園児童の保護者等の市町村民税所得割額の合計額（税額控除前（調整控除を除く））等にて判定および算定します。

●判定および算定について

- (1) 4月分～8月分は令和5年度課税（令和4年分）の市町村民税に基づいて判定および算定します。（副食費免除の通知および保育料決定通知書は4月上旬頃発送予定）
9月分～3月分は、令和6年度課税（令和5年分）の市町村民税に基づいて判定および算定します。（副食費免除の通知および保育料決定通知書は8月下旬頃発送予定）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	令和5年度課税（令和4年分）					令和6年度課税（令和5年分）						

年度途中に課税額に変更が生じた場合、令和5年度課税分は4月にさかのぼり保育料の変更をし、令和6年度課税分に変更が生じた場合は9月から変更します。

（ただし、課税額変更の理由によっては、還付できない場合があります。）

(2) 副食費免除の判定および保育料算定基準（祖父母等合算関係）

- 副食費免除の判定および保育料は、入園児童と世帯・生計を同じくしている父母およびそれ以外の**家計の主宰者**^{*1}の市町村民税所得割額等の合計により決定されます。

（副食費免除の判定および保育料算定の市町村民税所得割額には、税額控除（調整控除を除く）は適用しません。）

- ・父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者（祖父母等）との合算となります。

※1 家計の主宰者とは

- ①入園児童を含む児童のいずれかを住民税の算定上、扶養控除の対象としている。
- ②父母の収入が一定基準^{※2}に満たない場合は、その世帯において、最多所得者、最多納税者である。

※2 一定基準

- ・父母の合計所得金額の合計が、244万円未満、営業等の場合は所得額152万円未満の場合
- ・ひとり親世帯の合計所得金額が、141万円未満、営業等の場合は所得額76万円未満の場合

◎同じ住所に住んでいて生計を同じくしていない場合は、それを証明する書類（電気料金または水道料金の名義の違う各々の同月領収書）を提出願います。生計が別と判断できた場合は、合算対象とはなりません。※電話料金やガス料金の領収書は証明にはなりません。

給食費（主食代・副食費）の負担について （3歳以上児のみ）

保育部の給食費の負担の判定表

階 層		第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯	主食代のみ (副食費免除)			※1	
第2階層	市民税非課税世帯					
第3階層	所得割額 48,600円未満					
第4階層	所得割額 57,700円未満					
	所得割額 77,101円未満	ひとり親世帯等				
第4階層	所得割額 77,101円未満	給食費全額	主食代のみ (副食費免除)	※2		
	所得割額 97,000円未満				その他	
第5階層	所得割額 169,000円未満					
第6階層	所得割額 301,000円未満					
第7階層	所得割額 397,000円未満					
第8階層	所得割額 397,000円以上					
						※3

※1 年収360万円未満相当等の世帯

※2 多子のカウント方法は、18歳以下の子で数える

※3 多子のカウント方法は、小学校就学前までの子で数える

◎公立の内容になります。私立については、各園にお問い合わせください。

【給食費の負担金額】

給食費（主食代+副食費） 5,130円/月 (270円/日×19日)

<内訳>

 主食代 760円/月 (40円/日×19日)

 副食費（おやつ代50円含む） 4,370円/月 (230円/日×19日)

○支払い方法

口座振替（毎月15日）

※15日が土日祝日等の場合、金融機関の翌営業日に振り替えします。

※4月は振替しません。5月に、4月分と5月分をまとめて振替します。

保育料の負担額について（3歳未満児のみ）

3号認定子ども（3歳未満児）の利用者負担額（保育料）基準額表

R1.10.1 現在

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		海津市利用者負担基準額（月額）	国利用者負担基準額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	14,100	19,500	19,300
第4	所得割課税額 97,000円未満	21,500	30,000	29,600
第5	所得割課税額 169,000円未満	26,200	44,500	43,900
第6	所得割課税額 301,000円未満	29,900	61,000	60,100
第7	所得割課税額 397,000円未満	33,000	80,000	78,800
第8	所得割課税額 397,000円以上	34,500	104,000	102,400

※年齢は、4月1日現在の満年齢による区分で通年制となります。

「ひとり親世帯※1（母子・父子家庭）」及び「在宅障害児(者)のいる家庭」

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分	海津市基準額（月額）	国利用者負担基準額（月額）	
	3歳未満児	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第2階層	円 0	円 0	円 0
第3階層	4,700	9,000	9,000
第4階層の一部 （所得割課税額 77,101円未満）	4,700	9,000	9,000

※1 この場合のひとり親世帯とは、祖父母等と同居せず、親と子のみで構成される世帯です。

○きょうだい認定こども園等に入園している場合には、保育料の軽減があります。

(注)10円未満の端数は切り捨て

きょうだいの順	軽減内容
ア 認定こども園等に入園している児童のうち、年長の子ども（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	負担金(保育料)基準額表に定める額
イ 認定こども園等に入園しているア以外の児童のうち、年長の子ども（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	負担金(保育料)基準額表に定める額 ×0.5
ウ 保育園、幼稚園または認定こども園に入園している上記以外の子ども	0円

※ 年度途中で離婚等によりひとり親世帯（母子・父子家庭）等となられた場合には、保育料が変更となる場合がありますので変更届を提出してください。

※ 保育料の軽減については、保育料無償化の対象である3歳以上児についても、きょうだいにカウントします。

○公立の納付方法と納期限について（予定）（私立は、園によって異なります。）

納付方法：原則として口座振替です。

納期限（口座振替日）：毎月末日（末日が土・日・祝日の場合は翌日）

月	引落日	月	引落日	月	引落日
令和6年 4月	4月30日(火)	令和6年 8月	9月 2日(月)	令和6年12月	12月27日(金)
5月	5月31日(金)	9月	9月30日(月)	令和7年 1月	1月31日(金)
6月	7月 1日(月)	10月	10月31日(木)	2月	2月28日(金)
7月	7月31日(水)	11月	12月 2日(月)	3月	3月31日(月)

- ① 海津市が指定している金融機関で取り扱うことができます。
- ② ご希望される金融機関の窓口へ口座振替依頼書を提出してください。
- ③ 納期限までに保育料の納入がない場合には、納期限から20日以内に督促状（督促手数料100円）を発行します。
- ④ 督促を受けた保育料には、納期限の翌日から延滞金が加算される場合があります。
- ⑤ 保育料の滞納が続く場合は、児童手当から保育料に充てることや、滞納処分による徴収を行うことがあります。

育児休業中の取り扱いについて

(産前6週・産後8週の期間は除く)

クラス	利用状況	入園について	
0歳児～ 2歳児 未満児クラス	新規入園	認定こども園（保育部）	入園不可
	利用中	認定こども園（保育部） ただし、母親の産前期間（産前6週）の前から入所していて、 通園中の園児の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合 は継続可。	原則として退園
3歳児クラス	新規入園	認定こども園（保育部） 認定こども園（幼稚部）	入園不可 入園可
	利用中	認定こども園（保育部） 認定こども園（幼稚部）	原則継続不可 継続可（保育部からの変更も可）
4歳児クラス	新規入園	認定こども園（保育部） 認定こども園（幼稚部）	入園不可 入園可
	利用中	認定こども園（保育部） 認定こども園（幼稚部）	原則継続不可 継続可（保育部からの変更も可）
5歳児クラス	新規入園	認定こども園（保育部） 認定こども園（幼稚部）	入園不可 入園可
	利用中	認定こども園（保育部） 認定こども園（幼稚部）	原則継続不可 継続可（保育部からの変更も可）

※利用中の3歳未満児について、通園中の園児の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合は、**教育・保育給付認定（変更）申請書**と「育児休業取得時等に既に保育利用の3歳未満の子どもにかかる継続利用願兼意見書」、就労証明書を提出してください。（就労証明書に育児休業取得期間を記入していただく欄があります。）決定後、新たな教育・保育給付支給認定証と交換になります。

なお、育児休業中の保育部利用は、短時間認定のみとなります。

※3歳以上児については、P.5の幼稚部の認定申請・入園申込に必要な書類を提出してください。

注意事項

保育認定申請書のほか、すべての関係書類が提出されたことをもって申請・申込完了です。

※必要書類が未提出の場合は、教育・保育給付認定・入所承諾ができません。そのため入園することができませんのでご注意ください。

*添付書類に不備のある方、保育部入所の要件・規則等に反する行為のあった方については、「教育・保育給付認定（入所承諾）を取消す」ことがありますのでご注意ください。

*教育・保育給付認定申請書兼入園申込書を提出いただいた後に退職等、入園申込みができる基準（保育を必要とする事由）を満たしていない場合についても「教育・保育給付認定（入所承諾）の取消し」をさせていただきますので、ご了承願います。また、教育・保育給付認定（入所承諾）後（4月1日）以降に退職された場合も同様に、退職日をもって、「保育を必要とする事由」が解消されたと判断させていただきます退園となります。

*教育・保育給付認定は原則として保護者からの申請が必要となるため、事実が判明した時点で速やかに教育・保育給付認定変更申請書（添付書類を添えて）を提出してください。正当な理由なく変更申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により取消しを行う場合があります。

- (1) 必要書類が提出されない場合は、入園することができませんので、書類整備は慎重にお願いします。
- (2) 教育・保育給付支給認定証及び入所承諾書は2月上旬頃の発送を予定しています。保育料に滞納（未納）がある方には、教育・保育給付認定（入所承諾）しない場合がありますのでご了承願います。
- (3) 教育・保育給付認定（入所承諾）がされても、身体検査の結果等、園での集団保育が困難と判断する場合、または就労等の状況が事実と異なる申し込みをされた場合は、教育・保育給付認定（入所承諾）を取り消すことがあります。
- (4) 求職中の方が、入園期間内（90日）に就労先が見つからない場合は、退園となります。

※求職活動状況については、海津市役所こども未来課に求職活動報告書を提出してください。提出の無い場合や求職活動が月48時間に満たない場合、報告事項が事実と異なる場合には、退園していただきます。

- (5) 入園後、集団保育の状況等から、療育機関等の指導を受けていただくようお願いすることがあります。
- (6) 年度途中の園変更は、特別な事情がない限り認められません。

認定こども園（保育部）一覧

園名	住所・電話番号	保育部 定員※	対象（受入）	開園時間（最長）	
			年齢	平日	土曜日
海津市立 たかす 高須認定こども園	海津市海津町高須町 374-1 TEL 53-2169 FAX 53-2405	65人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 19:00
海津市立 いしづ 石津認定こども園	海津市南濃町太田 854-1 TEL 56-1547 FAX 56-1547	65人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 19:00
公私連携保育法人 いまお 今尾コスモスこども園	海津市平田町仏師川 483 TEL 66-3775 FAX 66-3556	80人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。
公私連携保育法人 かいさい わかば海西こども園	海津市平田町野寺 1342-1 TEL 67-3292 FAX 67-3334	50人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。
社会福祉法人 ひがしえ 東江こども園	海津市海津町駒ヶ江 437-2 TEL 53-3846 FAX 53-3847	80人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。
社会福祉法人 かいづきた わかば海津北こども園	海津市海津町鹿野 21-1 TEL 53-1611 FAX 53-1917	70人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。
社会福祉法人 認定こども園 にわた 庭田保育園	海津市南濃町庭田 184-1 TEL 55-0149 FAX 55-1798	80人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。
社会福祉法人 こまの認定こども園	海津市南濃町駒野 467 TEL 55-0416 FAX 55-2424	70人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。
社会福祉法人 認定こども園 いしやま 石山保育園	海津市南濃町田鶴 416-1 TEL 56-1960 FAX 56-2869	40人	0歳(産休明け) ～ 就学前まで	7:00 ～ 19:00	園にお尋ねください。

※定員は令和5年度の内容です。入園希望数により変わることがあります。

【令和6年度】

子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書
兼 認定こども園等入園申込書

R5年 10月 00日

書類提出日を記入

海津市長 あて

保護者氏名 **海津 次郎**

(個人番号 **1234567890XX**)

次のとおり、認定こども園等の利用に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	フリガナ	カイツ ミライ	生年月日・令和5年4月1日現在の年齢	性別	
	氏名	海津 未来	H30年 4月 26日生・5才	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 X X	障害者手帳、療育手帳の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有(等級:)	
保護者 住所・連絡先	【現住所】	海津町高須 515	電話番号	自宅	0584-53-1111
	海津市			父携帯	090-XXXX-XXXX
	令和5年1月1日現在の住所が海津市外の場合はその住所を記載してください。			母携帯	080-XXXX-XXXX
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	保護者の就労等の理由により保育園・認定こども園(保育部)において保育の利用を希望する場合			
	<input type="radio"/> 無	幼稚園・認定こども園(幼稚部)の利用を希望する場合			

① 利用を希望する期間、希望する園名

保育部への入園を希望する方は、必ずです。

利用を希望する期間	R6年 4月 1日 から R7年 3月 31日 まで	
希望する利用曜日	<input checked="" type="radio"/> 月 <input checked="" type="radio"/> 火 <input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 木 <input checked="" type="radio"/> 金 <input type="radio"/> 土	
希望する利用時間 (保育希望のみ) ※し点を記入	<input type="checkbox"/> 保育短時間[保育時間 8 時間] <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間[保育時間最長 11 時間] ※標準時間を選ぶ場合は、就労証明書等との就業時間等のつつまが合うこと。	
利用を 希望する 園名	第1希望	〇〇認定こども園 (希望理由) 自宅から近いため
	第2希望	〇Xこども園 (希望理由) 勤務先から近いため
	第3希望	XX認定こども園 (希望理由) 祖父母の自宅に近いため

② 世帯の状況(同居の世帯員)

第3希望まで書いてください

区分	氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	職業、園名 学校名・学年等	個人番号	備考
児童の世帯	海津 次郎	父	S55年 10月 8日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	会社員	1234567890XX	
	海津 景子	母	S60年 2月 2日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	主婦	0987654321XX	
	海津 真司	兄	H23年 7月 22日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	高須小学校	9012345678XX	
	海津 洗平	弟	R1年 5月 15日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	〇〇認定こども園	0001234567XX	

同じ住所地に住民票がある方全員を記入してください。(世帯分離の方も含む)
別生計の方は、別生計の証明書を提出し、備考に別生計と記載してください。

在宅障害児(者)の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有(手帳受給者氏名: . 等級:)
ひとり親世帯の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有(児童)
生活保護法適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有()

有にチェックをされた方は、保育料軽減および副食費免除に関する申出書の提出もお願いします。

③ 保育の利用を必要とする理由等

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他()	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> その他()	

保護者（父・母）について記入してください。
 チェックを記入した事項の確認資料の提出が必要です。

※必要とする理由には必ず確認資料が必要です。忘れずに申請書と一緒に提出してください。

④ 個人情報等の提供に当たっての署名欄

市が教育・保育給付認定に必要な個人情報(同一世帯者を含む)を収集すること、その収集した個人情報及び市が決定した教育・保育給付認定の内容若しくは利用者負担額等を、利用する(予定を含む)特定教育・保育施設及び独立行政法人日本スポーツ振興センター又は、小学校、子ども相談センター等の公的機関に対して提供することに同意します。

保護者氏名 **海津 次郎**

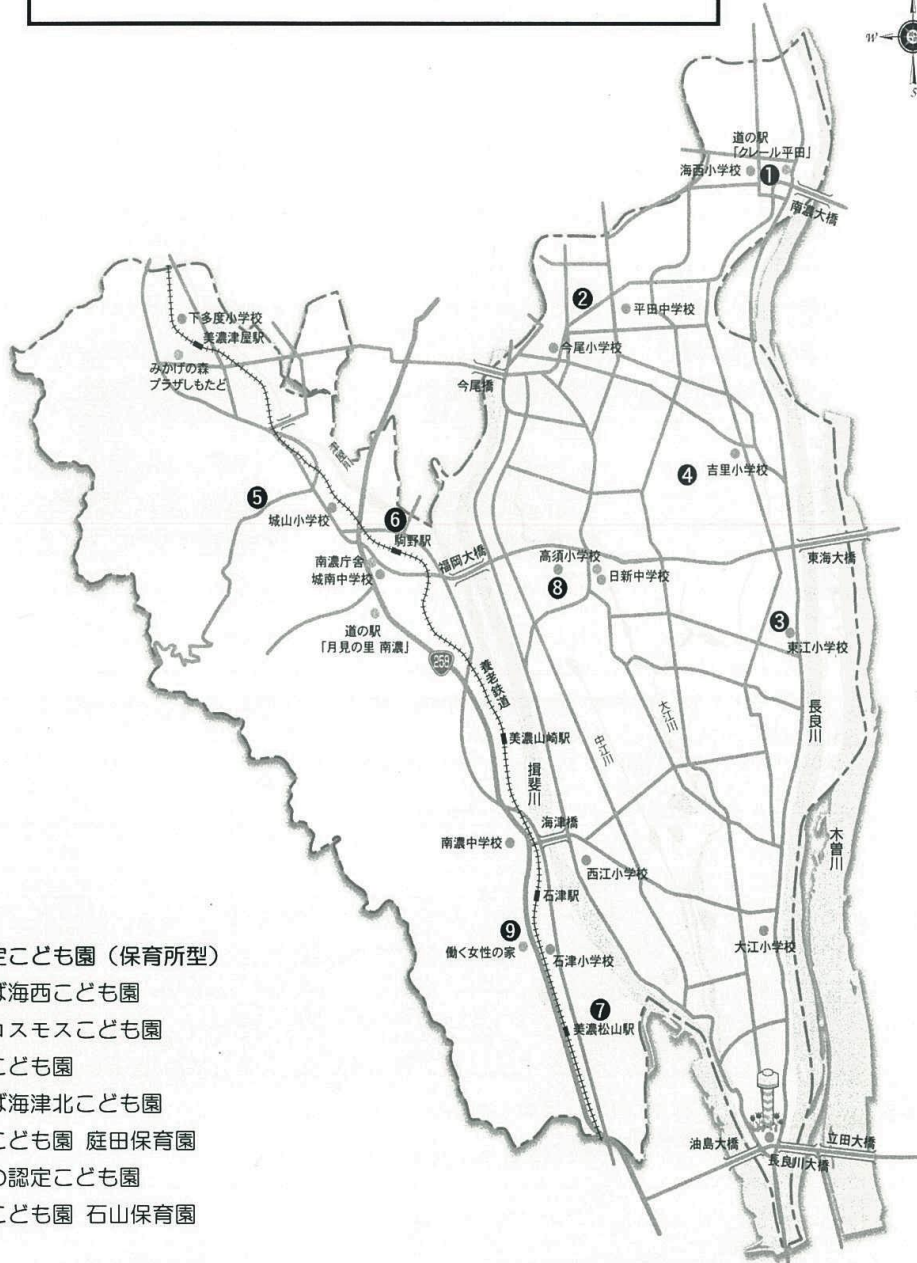
..... 【 記入はここまでです 】

* 市記載欄

記入不要

備 考

市内の認定こども園 配置図



私立認定こども園（保育所型）

- ①わかば海西こども園
- ②今尾コスモスこども園
- ③東江こども園
- ④わかば海津北こども園
- ⑤認定こども園 庭田保育園
- ⑥こまの認定こども園
- ⑦認定こども園 石山保育園

公立認定こども園（幼保連携型）

- ⑧高須認定こども園
- ⑨石津認定こども園



病児・病後児保育



病児・病後児保育は、病気又は病気やけがの回復期にあたるため（回復期に至らない場合も含む）、集団保育は困難で、かつ、保護者が勤務・疾病等により家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童（海津市内在住）を一時的に保育する制度です。

※ 認定こども園・小学校に通っている児童が利用の対象です。

○実施施設（市委託事業）

実施保育所	住所	電話番号	定員
こまの認定こども園	海津市南濃町駒野467	55-0416	3人/日

○利用時間と利用日数

- ・午前8時～午後7時までの間
- ・休業日を除く連続して7日まで

○休業日

- 土曜日・日曜日・祝日
- 12月29日～1月3日



○利用料

利用時間		利用料
午前8時から	4時間以内	1,000円
午後5時まで	4時間超	2,000円
午後5時以降午後7時		1,000円/時間

※生活保護世帯、多子世帯（18歳までの子どもを3人以上扶養する世帯）は無料です。

※その他の料金として、症状の急変等に伴う医師の診察、治療を受けた時の医療費及び児童の飲食物が保護者負担となります。

○利用可能な症状

風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢）等の乳幼児が通常かかる病気や、インフルエンザ（解熱後3日目以降）水ぼうそう・おたふく・手足口病等の感染症、骨折やけが等の外傷のお子様を利用できます。

※ただし、一部の感染症や、お子様の状態によってはお受けできない場合もあります。

○利用順序

①事前に、こまの認定こども園で病児病後児保育登録申請により登録（無料）します。

【持ち物：印鑑・保険証・乳児医療受給者証・母子手帳・その他】

※登録用紙は、こまの認定こども園又はこども未来課に置いてあります。

②病気にかかった時、電話でこまの認定こども園に利用予約をします。

【予約時間 午前7時～午後7時】

③予約後、かかりつけ医等を受診する。

※入院の必要はないが、安静の必要があり集団保育が困難である場合、病院で医師連絡表（病児保育室診療情報提供書）の作成を依頼。

④こまの認定こども園に病児病後児保育利用申込書と医師連絡表を提出した後、利用ができます。





スマホでQRコードを読み取ってアクセスしてください。
海津市の子育て支援に関する最新情報が確認できます！！
海津市子育てサイト
「<https://www.city.kaizu.lg.jp/kosodate/>」



海津市健康福祉部 こども未来課

〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地

TEL 0584-53-1526 FAX 0584-53-1608

E-mail kodomomirai@city.kaizu.lg.jp